

平成 25 年 10 月 15 日

「津山工業高等専門学校と岡山県支部との連携協力に関する協定」の調印式について

平成 25 年 7 月 27 日に誕生したばかりの「公益社団法人日本技術士会 中国本部 岡山県支部」は、「独立行政法人国立高等専門学校機構 津山工業高等専門学校」と、平成 25 年 9 月 27 日（金）15 時より、津山工業高等専門学校 校長室において、技術者の人材育成に関する連携協力に関する協定の調印式を行った。

津山高専側は、則次(のりつく)俊郎 校長、岡田正 副校長、吉富秀樹 校長補佐、田邊鉄太郎 総務課長、菊池直人 学術・社会連携推進係長の 5 名が出席し、一方、日本技術士会側は、中国本部長の大田一夫、岡山県支部長の木口誠二、岡山県支部幹事の政岡哲弘、分部(わけべ)秀樹の 4 名が出席した。

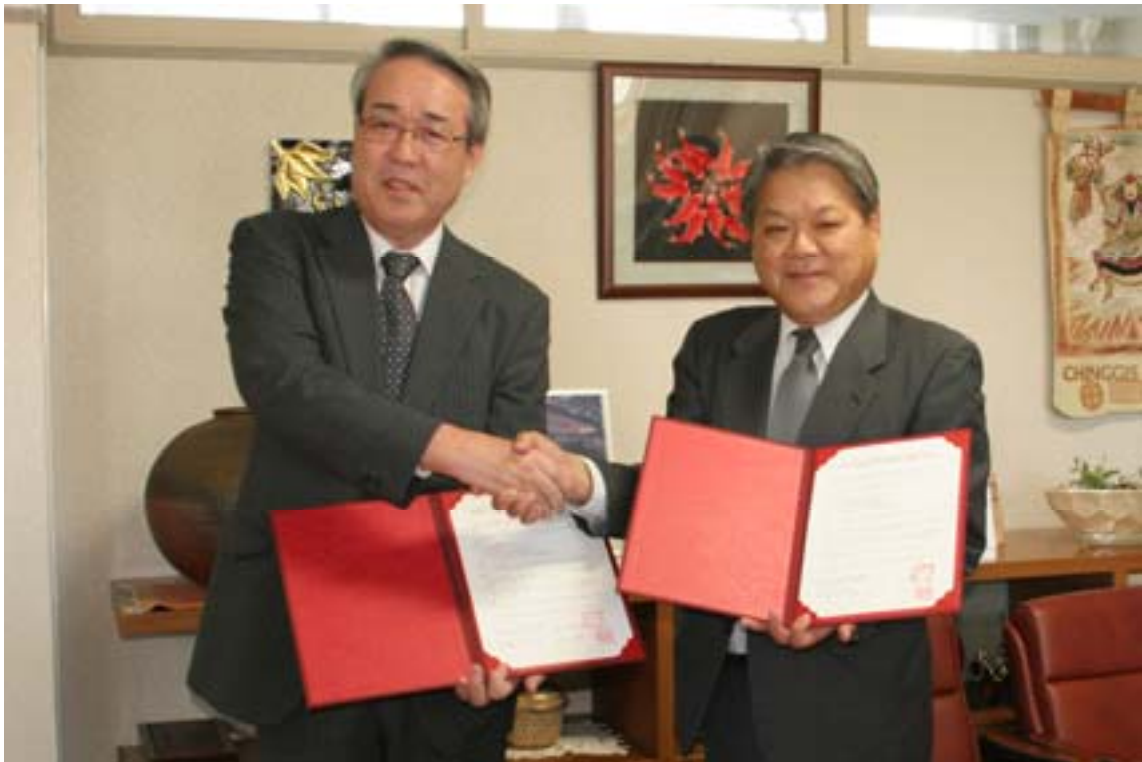
日本技術士会と高専がこのような協定を締結した例は、平成 23 年 11 月の北海道本部の道内 4 高専との締結に続いて、2 番目の快挙である。

日本技術士会 中国本部は 2 年後の 2015 年に 50 周年を迎えるが、これまでは技術士の資質向上、あるいは会員相互の交流といった”内向き”な活動が中心であり、本会が技術士の知名度向上（さらには地位向上）を目的としておりながら、十分な成果が上がっていないというのが現状であった。

日本技術士会は、平成 23 年 4 月に公益社団法人となり、これまでも増して「社会貢献活動の推進」に力を入れることが求められており、今回の津山高専との連携により、21 世紀の中核となる技術者の人材を育成するという”外向き”の活動は、技術士の存在価値を社会に示す上で、誠に有意義であると考えられる。

技術士の資格は、周知のとおり、21 部門に分かれており、建築士の資格がある建築分野を除いて、ほぼ全ての技術分野をカバーしているのが特長となっている。

これを津山高専の学科名と比較すると、電子制御という学科名と同じ名称の部門こそないが、機械、電気電子、情報工学の学科名については、全く同じ名称の部門があり、豊富な実務経験に裏打ちされた技術士の高度な専門的応用能力は、必ずや津山高専のお役に立てると確信するものである。



締結を結び握手する則次俊郎 校長（左）と木口誠二 岡山県支部長（右）



締結を結び挨拶する大田一夫 中国本部長(右から3番目)

独立行政法人国立高等専門学校機構 津山工業高等専門学校と 公益社団法人日本技術士会 中国本部岡山県支部の連携協力に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構 津山工業高等専門学校(以下「甲」という)と公益社団法人日本技術士会 中国本部岡山県支部(以下「乙」という)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は甲と乙が科学技術に関して相互に連携・協力して、21世紀の中核となる技術者の人材育成支援を推進し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(連携協定)

第2条 甲と乙が連携協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 技術士、教職員の資質、能力の向上に関すること
- (2) 学生の教育支援及び社会貢献活動に関すること
- (3) 学校教育及び社会教育における諸課題への対応に関すること
- (4) その他、学校教育充実等に関し必要と認められる事項に関すること

(方法)

第3条 甲と乙は連携協力するにあたり、技術士、教職員の派遣及び受け入れ並びに施設設備の利用等について、お互いに便宜を図るものとする。

(経費)

第4条 甲と乙の連携協力に伴う経費は、原則として各自が負担する。ただし、特別に技術士、教職員の派遣及び受け入れを要請した場合は、要請した側がその経費を負担する。

(有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の2ヶ月前までに、甲、乙いずれからも別段の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して決定する。

この協定を証するため本協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成25年9月27日

独立行政法人 国立高等専門学校機構
津山工業高等専門学校 学校長

副 次 俊 郎



公益社団法人 日本技術士会
中国本部岡山県支部 支部長

木 口 誠

